阿蘇草原再生募金委員会設置・運営規則

（趣旨）
第１条　この規則は、阿蘇草原再生協議会募金規約（以下「募金規約」という。）第５条に定める阿蘇草原再生募金委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営について必要な事項を定める。

（構成等）
第２条　委員会は、委員長１名、委員若干名で構成し、委員長は、委員の互選によって選出する。
２　委員は、傷病等の事由により委員の職務を全うできないと判断した場合、委員会の承認を得て、自らの後任を補欠委員として指名することができる。
３　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）
第３条　委員会は、次の事項について審議し、阿蘇草原再生協議会（以下「協議会」という。）に対して意見を述べる。
(1) 募金により支援する事業・取組及びその実施者に関すること
(2) 募金の支援により実施された事業・取組の内容及びその結果に関すること
(3) その他募金に関すること

（監査）
第４条　委員会は、阿蘇草原再生募金の会計について、募金規約第12条第２項に定める監査を行う。
２　監査結果は、募金事務局が阿蘇草原再生協議会設置要綱第11条に規定する幹事会に報告する。

（会議）
第５条　委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。
２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　委員は、委員会に代理者を出席させることができる。
４　委員会の議事は、出席した委員（代理出席者を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（その他）
第６条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める

附則
この規則は、平成22年３月10日より施行する。
令和４年９月６日　一部改正